

平成31年度 colors桜台二丁目学童クラブ入会案内

入会要件

1. 保護者の就労等で、保育を必要とする小学生であること。

提出書類

*** 区立学童クラブに提出された書類のコピーでも可とします。**

1. 就労の場合

(i) 雇用されている方

- ・就労証明書 : colors桜台二丁目学童クラブが発行するもので、
雇用先の代表印が押してある、3カ月以内に発行されたもの
- ・1か月の実績表 : シフト制など、不規則勤務の際にご提出ください。
- ・通勤・通学等の経路 : 記入例を参照の上、ご記入ください。

(ii) 自営の方

- ・就労証明書 : colors桜台二丁目学童クラブが発行するもので、
雇用先の代表印が押してある、3カ月以内に発行されたもの
- ・前年度の確定申告の写し、もしくは自営を証明する書類
(前年度の確定申告の写し・登記簿謄本・全部事項証明書・会社案内・HPのコピー等)
- ・通勤・通学等の経路 : 自宅と仕事場が同一の場合は、提出不要です。

2. 疾病の場合

- ・診断書のコピー : 3カ月以内に発行されたもの

3. 看護・付添い、その他の理由の場合

- ・自筆の「保育できない状況の説明」

注意事項

- ・ 入会受付期間をお守りください。
- ・ 当施設では、心身に障害があり特別な配慮を必要とする児童の入会枠は設けておりません。
- ・ 就労証明等の記載内容について、保護者の方、雇用主に確認する場合があります。
- ・ 記載内容に虚偽があった場合、入会を取り消す場合もあります。
- ・ お子様の保育状況等について、保育園や幼稚園に確認することがあります。

判定方法

以下の基準指数の合計により、入会順位を決めます。

1. 提出された書類をもとに算出した基礎指数の高い児童
2. 指数が同点の場合、提出していただいた書類を元に総合的に判断します。

指数

① 学年

1年生	2
2年生	1
3年生	0
4年生	-1
5年生	-2
6年生	-3

② 保育を必要とする理由

A:就労	居宅外雇用	10
	居宅外自営(就労場所が自宅ではない場合の自営)	10
	居宅内自営(就労場所が自宅と同一である場合の自営)	8
B:疾病	入院	10
	自宅療養	6
C:看護・付添い		6
D:その他、就学、就労内定		6

③ 祖父母

自宅より500m以内に住む、65才以下の祖父母一人に付き (祖父母が就労等保育を必要とする要件があればこの点数は つきませんが、その場合、保護者と同じ書類をご提出ください。)	-1
---	----

④ 夜間利用

当施設で18時～20時の夜間利用が通年月極めである場合	1
-----------------------------	---

⑤ その他

両親不在家庭・ひとり親家庭の場合	1
翌年度も継続して利用する場合	1
兄弟、姉妹で入会する場合	1